

## 大綱3

安全・安心、思いやりのある、  
人にやさしいまち・くらしづくり

### 大綱3 第1節

## 子ども・子育て

### ◆目標

子育て環境の整備と切れ目のない子育て支援により、安心して子どもを産み・育てることができるまちを目指します。

### ■現状と課題

本市における少子化の傾向は緩やかな進行であるものの着実に進んでおり、若者の人口流出や晩婚化・非婚化による影響が考えられます。また、核家族化や都市化の進展、地域のつながりの希薄化などによる家庭や地域全体の子育て力の低下や、子どもを持つことによる経済的負担の増加、さらには子どもの預け先確保への不安など、子育て世代が抱える不安は増えてきています。今後は少子化に歯止めをかける施策として男女の出会いの創出に努めるとともに、子育て環境の整備や保護者の負担軽減策、地域全体で子育てを支援する体制づくりなど、より一層子どもを安心して産み育てることができる環境を整えていく必要があります。

併せて、妊産婦や乳幼児の健康ケアについては、安全・安心な妊娠、出産のための情報提供や検診・保健指導等の支援体制の充実が求められているほか、乳幼児期からの健康づくりや健全な食生活習慣の形成など、健やかな発育・発達に関する母子保健サービスの提供を通して、家族とともに子どものころからの生活習慣病予防対策をより一層推進していくことが重要となっています。



公園で遊ぶ子ども

## 施策の内容

### (1)保育等の充実

- ・ 延長保育、預かり保育、一時保育、病後児保育などの実施と充実に努めます。
- ・ 保育施設等の効率的な配置について検討するとともに、安全で安心な施設の整備や維持管理に努めます。
- ・ 就学前教育、保育の充実を図る観点から、保育士などの人材の確保に努めます。
- ・ 放課後児童対策として放課後児童健全育成事業を実施します。
- ・ 保育所や認定こども園等については、地域における子育て支援の拠点として運営の充実に努めます。
- ・ 老朽化している児童館や児童クラブについては、他の施設の有効利用などに努めます。

### (2)地域における子育て力の向上

- ・ 子育てをしている家庭が地域で孤立しないようにするため、育児相談体制と保護者同士の交流の場などの充実を図るとともに、地域における子育て力向上のための取組を推進します。
- ・ 子育ての不安を解消し健全な子育てを推進するため、育児に必要な情報の提供及び相談を行う地域子育て支援拠点事業の活用促進を図ります。
- ・ 地域における子育て環境の整備のため、児童遊園地の適切な維持管理と、行政区が新たに児童遊具を設置する際の支援を行います。
- ・ いじめや虐待などの早期発見とその対策に取り組み、子どもの人権を守ります。

### (3)子育て世代への経済的支援

- ・ 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

### (4)安全・安心な妊娠・出産と健やかな子どもの発育・発達の支援

- ・ 前期妊婦健診の貧血有所見者への貧血予防の情報提供に加え、全妊婦に対し妊娠届出時の貧血予防の保健指導を強化するとともに、妊娠・出産、子どもの発育・発達を支援するための情報提供の充実を図ります。
- ・ 発育・発達に対する課題や不安について、発達観察相談会等において個々の状況に合わせた継続的な支援を図ります。
- ・ 栄養・食事の問題に関し支援が必要な保育者に対して、健診時に個別指導をするとともに、離乳食教室参加を積極的に勧奨し調理等の育児スキルの提供など継続的な支援・指導を行います。
- ・ 妊娠期・乳幼児期からの継続的な歯と口腔の健康づくりを推進します。
- ・ 子どもの肥満解消や健康づくりのため、関係機関とともに、乳幼児期から学童期までの子どもの健康実態を統一的に把握し、情報と課題を共有しながら、連携した栄

養・食育対策を推進します。

### (5)出会いの創出

- 世話やき人制度の活用や婚活イベント等を開催するなど、男女の出会いのきっかけづくりに努めます。

### ■指標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次2021 (平成33)年度	最終年次2026 (平成38)年度
出生数 (本市における年間の出生数)	327人 (平成27年度)	320人	320人
妊婦一般健康診査(後期)所見ありの妊婦の割合 (妊婦一般健康診査(後期)の受診結果で所見ありの妊婦の割合の減少)	47.7% (平成27年度)	28%	18%
むし歯のない3歳児の割合 (3歳児健康診査時にむし歯のない子どもの割合の増加)	71.5% (平成27年度)	80%	82%



発表会の様子



自然との触れ合い



高郷こども園

### 大綱3 第2節

## 保健・医療・介護・福祉

### ◆目標

保健・医療・介護・福祉の連携により、だれもが住み慣れた地域で健康に、安心してくらし続けることができるまちを目指します。

### ■現状と課題

本市の平均寿命(平成22年度市町村別生命表)については、女性は福島県59市町村の中で上から3番目の86.9歳であるのに対し、男性は下から2番目の77.4歳であり、男女の平均寿命の差は9.5歳と大きく、全国第6位という状況にあります。また、生活習慣病の状況では、本市のがんや循環器系疾患による死亡は、日本人全体の傾向と同様に死因総数に占める割合が高く、脳血管疾患及び心疾患の死亡率(対人口10万人)については、国・県平均を大きく上回っている状況にあります。

このように、市民の健康に関わる数値は厳しい状況にあり、本市においては、生活習慣病、とりわけ循環器疾患の予防・改善が認知症も含めた介護予防にもつながる喫緊の課題となっています。

地域医療体制については、喜多方市地域・家庭医療センターが開設し5年が経過した現在では、家庭医による総合的な診療が市民に受け入れられ、受診者数も順調に推移しており、県立喜多方病院閉院後の地域医療に大きく貢献してきたところです。今後は医師の確保などの診療体制の充実を引き続き進めるとともに、地域包括ケアシステムの構築を見据え、高齢化の進む中山間地域の医療の確保や小児を中心とした初期救急体制も含めた地域医療体制の充実について関係機関との連携による取組を進めていく必要があります。

国民健康保険については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となって市町村とともに制度の運営を担うこととなります。このような状況を踏まえ、平成30年度に向けた制度の円滑な移行とともに県と連携した適正な運営を図り、きめ細やかな保健事業の実施や後発医薬品の利用促進などの医療費適正化に一層取り組んでいく必要があります。

後期高齢者医療制度については、高齢者人口の増加とともに、一人あたりの医療費が増加傾向にあります。今後も、県後期高齢者医療広域連合とともに医療費適正化に努め、制度の安定化に取り組んでいく必要があります。

本市では、既に高齢化率が33%を超え、2025年には40%に達すると予測される中、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、認知症、閉じこもり、寝たきりや高齢者虐待など、高齢者を取り巻く問題が顕在化してきてています。また、地域におけるつながりが希薄化してきており、高齢者が置かれている環境は、次第に厳しいものとなっています。

このため、本市においては、高齢者の自立支援や介護支援体制、並びに地域住民が参加

した地域生活支援体制として、各関係機関や市民との連携を図りながら高齢者支援のネットワークを強化することが重要となります。また、高齢者の生活支援の総合的なマネジメントを担う「地域包括支援センター」による包括的支援事業の一層の充実に努めることが必要となっています。加えて、健康で安心してくらせる地域社会の形成に向けて、市民の健康づくりや介護予防に対する意識の向上を図りながら、太極拳ゆったり体操など本市の特徴を取り入れた介護予防サービスを提供するとともに、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしいくらしを続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・すまいが一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」が重要となります。

本市の障がい者手帳所持者の近年の状況は、身体障害者手帳は減少傾向に、療育手帳は横ばいの傾向に、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向となっています。このうち、身体障害者手帳所持者の約60%は75歳以上であることから、今後、団塊の世代が後期高齢者になると、身体障害者手帳所持者が増加することが予想されます。このため、障がい者の動向を踏まえながら、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う各種障がい福祉サービスの充実を図ることが必要となっています。

生活保護受給世帯は、全国的には増加している中、福島県は横ばいの傾向となっており、本市においては平成25年2月をピークに減少傾向となっていましたが、平成28年9月から増加に転じています。高齢者のみの世帯や高齢者人口は増加していることから、今後、生活環境の変化により生活困窮となるケースが少なからずあるものと考えられます。このことから、生活保護制度の適正な実施と、平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の取組により、生活困窮者に対して速やかで適切な対応を図ることが必要となっています。

ひとり親家庭については、全国的には増加する傾向が見られますが、本市においては横ばいの傾向となっています。ひとり親家庭では、平均年間収入が一般家庭に比べ低い傾向が見られるため、生計維持や自立に向けて支援していく必要があります。



喜多方市地域・家庭医療センター ほっと☆きらり

### ■施策の内容

#### (1)生活習慣病予防対策の推進

- ・ 特定健診・がん検診受診率向上対策を推進します。
- ・ 脳血管疾患、心疾患、糖尿病性腎症への対策を強化します。

#### (2)健康づくりに関する普及・啓発の推進

- ・ 様々な機会を捉え市民の健康実態を周知し、健(検)診受診や生活習慣改善への動機づけにつながるよう、栄養パンフレットの活用やミニ講話などの情報提供を継続して行います。
- ・ 市民が食育、栄養・食生活に関する情報を入手し、個人で実践できる環境づくりに努めます。
- ・ 休養・こころの健康・睡眠に関する知識の普及啓発を推進します。

#### (3)地域医療体制の充実

- ・ 県、医師会及び県立医科大学と連携して、喜多方市地域・家庭医療センターの診療体制の充実及び関係機関との連携による地域医療体制の充実に努めます。
- ・ 医師会や喜多方地方広域市町村圏組合と連携し初期救急及び二次救急体制の維持に努めるとともに、広域連携による二次医療圏での救急医療体制の充実に努めます。
- ・ 県、県立医科大学等と連携し、喜多方市地域・家庭医療センターの研修機能を高め、家庭医の育成・確保を促進するとともに、医師会等と連携し、医療・看護人材の育成及び地域への定着を図ります。

#### (4)国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な運営

- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する啓発、情報の提供並びに後発医薬品の利用促進や診療報酬明細書(レセプト)点検の充実強化などにより、医療費の適正化と制度の適切な運営に努めます。

#### (5)喜多方市地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の構築

- ・ 地域の実情を把握し、高齢者の課題を多職種連携により解決できるよう地域ケア体制の整備を図ります。
- ・ 在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療と介護の連携を推進します。
- ・ 認知症の早期発見、早期対応に努め、認知症高齢者本人や家族を支えていけるよう、認知症施策を推進します。
- ・ 地域における高齢者の見守り等、高齢者がくらしやすい生活支援サービスの体制整備を図ります。

\* 喜多方市地域包括ケアシステムとは、「医療」「介護」「障がい福祉」「介護予防・生活支援」「すまい」が有機的に連携し、住民同士が支え合うことで、だれもが住み慣れた地域で可能な限り継続して生活できる環境づくりを目指すものです。

- ・ 太極拳ゅったり体操などによる介護予防の推進と、高齢者に寄り添うまちづくりに努めます。
- ・ 老人クラブやいきいきサロン、高齢者生産活動センターなどへの社会参加を促し、高齢者の生きがいづくりを推進します。
- ・ 認知症高齢者等に対し、「権利擁護事業」「成年後見制度利用支援事業」を活用し、高齢者の尊厳を保持するとともに、関係機関と連携しながら高齢者の虐待防止に努めます。
- ・ 適切な介護サービスを提供できるよう、介護人材の育成及び地域への定着を図るとともに、計画的な介護サービスの基盤整備とサービスの質の向上に取り組みます。

#### (6) 保健・福祉施設の整備

- ・ 高齢者や障がい者が健康で安心してくらせる地域社会の形成に向け、保健、介護、福祉施設などの整備充実を図ります。

#### (7) 障がい者への支援

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う障がい福祉サービスの充実に努めます。
- ・ 障がい者(児)の自立を支援するため、特別障害者手当、重度心身障害者医療費の支給などにより福祉の増進を図ります。
- ・ 障がい者(児)の社会参加や地域における活動を支援するため、地域生活支援事業に積極的に取り組みます。

#### (8) 生活困窮世帯への支援

- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく必須事業の取組とあわせて各種任意事業の取組に努めます。
- ・ 生活保護制度の適正実施を図ります。

#### (9) ひとり親家庭に対する支援

- ・ ひとり親家庭に対する各種手当の支給や相談体制の充実を図ります。

#### (10) 福祉関係団体等への支援

- ・ 福祉関係団体等を支援し、地域の見守り体制や団体活動の充実を図ります。

## ■指標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次2021 (平成33)年度	最終年次2026 (平成38)年度
特定健診受診率 (国保被保険者の健診対象者のうち、特定健診を受診した者の割合)	38.1% (平成27年度)	47%	60%
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 (平成20年度を基準としたメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率)	17.51% (平成27年度)	31%	41%
太極拳ゆったり体操教室数 (市内の太極拳ゆったり体操教室数)	53教室 (平成27年度)	58教室 (累計)	63教室 (累計)
認知症サポーター養成者数 (市内の認知症サポーター養成者数)	1,981人 (平成27年度)	3,981人 (累計)	5,981人 (累計)
いきいき高齢者率 (要介護の認定を受けていない高齢者の割合)	80.5% (平成27年度)	83%	85%
就労継続支援利用者数 (障がい者で、生産活動を通して知識や能力の向上のためのサービスを利用している者の年間の数)	150人 (平成27年度)	165人	177人



太極拳ゆったり体操



就労継続支援



高齢者宅の除雪支援



敬老会

### 大綱3 第3節

## 消防・防災

### ◆目標

消防・防災体制の充実と自主防災意識の高揚により、災害に強いまちを目指します。

### ■現状と課題

わが国は、地震や風水害などの自然災害にさらされることが多く、平成23年3月に未曾有の被害をもたらした東日本大震災や、本市においても大きな被害が発生した平成25年7月の豪雨災害、さらには平成28年4月の熊本地震など、大規模な自然災害が相次いで発生しています。このような地震や豪雨などによる自然災害に加え、火災などの市民生活を脅かす各種災害に対し、被害を最小限に抑える対策を常に講じておくことが重要です。

このような中にあって、本市においては、災害対策基本法に基づく地域防災計画及び国民保護法に基づく国民保護計画の隨時見直しを行うとともに、広域消防の充実、消防団による初期消火体制の充実を図り、各種災害の被害を防止する体制の整備と防災行政無線未整備地区でのV-Lowマルチメディア放送<sup>※1</sup>を活用した情報伝達体制の整備及び防災行政無線の更新により、市民が安心してくらせるまちづくりを進めていくことが求められています。



平成25年の豪雨

※1 V-Lowマルチメディア放送とは、地上テレビ放送のデジタル化により空いた周波数を利用した新しいデジタル放送のことです。

## ■ 施策の内容

### (1) 消防体制の充実

- ・ 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部との連携や消防団活動に女性ならではの視点を生かすため、女性の入団を促進するなど消防団組織の充実を図るとともに、消防施設や設備の計画的な整備を行い、消防体制の充実に努めます。

### (2) 防災体制の強化

- ・ 地域の防災力を強化するため自主防災組織の充実と市民の自主防災意識の高揚を図ります。
- ・ 高齢者や障がい者など避難行動要支援者を守るため、各関係機関が連携した救助体制の確立に努めるとともに、災害ボランティアの協力を促進します。
- ・ 災害発生時の円滑で速やかな情報伝達及び被害復旧活動を行うため、防災行政無線のデジタル化や情報通信技術(I C T)を活用した緊急情報伝達体制の確立、他自治体や事業所との災害協定の締結により体制の充実に取り組みます。
- ・ 国民保護計画に基づき、各関係機関と連携しながら武力攻撃災害などに対処していきます。

### (3) 避難体制の確立

- ・ 災害時における市民の避難誘導などを的確かつ迅速に行うため、地域防災計画に基づく避難勧告などの判断基準及び情報伝達マニュアルを整備し、避難場所や避難経路の確保と周知を行います。
- ・ 災害発生時における被災者救済のため、流通備蓄を基本とするとともに、未使用公共施設などを活用し、毛布や食糧などの備蓄に努めます。

### (4) 救急救助体制の充実強化

- ・ 適切な救急救助活動を行うため、救急救命士の養成や救急救助隊員の知識、技術向上を図るとともに、救急救助用資機材の充実に努めます。また、市民への救急救命に関する知識の普及を図り、救命率の向上に努めます。

## ■指標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次2021 (平成33)年度	最終年次2026 (平成38)年度
火災発生件数 (広域消防本部による市内の年間火災発生件数)	31件 (平成28年)	2021(平成33)年 25件	2026(平成38年) 20件
V-Lowマルチメディア放送戸別受信機 <sup>※2</sup> の配付完了行政区数 (戸別受信機の配付行政区数)	0行政区 (平成28年度)	186行政区 (累計)	272行政区 (累計)
自主防災組織数 (地域防災力確保のための自主防災組織数)	60組織 (平成27年度)	85組織 (累計)	110組織 (累計)



V-Low マルチメディア放送戸別受信機のイメージ

※2 V-Lowマルチメディア放送戸別受信機とは、地上テレビ放送のデジタル化により空いた周波数を利用した新しいデジタル放送の戸別受信機のことです。音声のほか、文字や画像も送信でき、災害等の緊急時には受信機の自動起動も可能で、防災行政無線としての活用が期待されています。戸別受信機の配付は、防災行政無線未整備の喜多方地区、塩川地区のほか、熱塩加納地区、山都地区、高郷地区に整備された防災行政無線も老朽化が進んでおり、V-Lowマルチメディア放送などでの再整備を目指します。



出初式



防災訓練

## ◆目標

交通事故や犯罪、野生動物による人的被害の未然防止や放射線への不安解消により、安全で安心な生活が送れるまちを目指します。

## ■現状と課題

道路交通網の発達、自動車保有台数や運転免許取得者の増加など、自動車は日常生活に必要不可欠なものとなっている反面、交通量の増加に加えて、運転者の高齢化など、交通事故が発生する要因も増えてきている現状にあります。

また、核家族化、情報化社会の進展により、市民が犯罪に遭うケースも増えてきており、子どもに対する声掛け事案の発生、振り込め詐欺や架空・不当請求などの悪質商法によるトラブルなど、多様化・凶悪化する犯罪への対応も緊急の課題となっています。

これらの交通事故や犯罪を防止するために、市民の安全・安心を確保するための体制の整備を進めると同時に、市民一人一人の防犯や交通安全意識の高揚を促していく必要があります。

また、近年、有害鳥獣の生息域が、中山間地域等を中心に全国的に拡大し、人的被害や農作物被害をもたらしています。本市においても、ツキノワグマによる人的被害が発生していることなどから、捕獲など有効な対策を講じていくことが求められています。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線の影響については、今後も市民の不安解消のため情報発信を行う必要があります。



有害鳥獣対策（電気柵）

## 施策の内容

### (1)交通安全の推進

- 警察署などの関係機関や交通安全関係団体と連携し、交通安全教室や交通安全キャンペーンなどを通して市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通事故被害者を救済するため、市民交通災害共済への加入促進及び交通遺児に対する支援を図ります。

### (2)防犯体制の充実

- 警察署などの関係機関や防犯関係団体と連携し、防犯キャンペーンや広報活動を通じて市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域に根ざした防犯活動が実施できるよう地域の自主防犯組織の充実を図ります。

### (3)市民相談の充実

- 複雑多様化する市民生活問題に対応するため、人権相談、法律相談、行政相談の充実に努めます。
- 悪質商法などによるトラブルなどの相談及び苦情に対応するため消費生活センターによる相談体制の充実に努めます。

### (4)野生動物による人的被害防止

- 警察署などの関係機関と連携し、監視パトロールや注意喚起を行い、野生動物による人的被害の防止に努めます。
- 野生動物を誘引しない環境づくりの支援や、有害鳥獣の捕獲などの対策を行います。

### (5)放射線関連の情報の提供

- 放射線関連の情報発信を行い、定期的な環境放射線等のモニタリングと結果の公表を行います。

## 指 標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次2021 (平成33)年度	最終年次2026 (平成38)年度
交通事故による死傷者数 (福島県警察本部交通事故発生状況による市内の年間の交通事故による死傷者数)	115件 (平成27年)	2021(平成33)年 97件	2026(平成38)年 82件
刑法犯発生件数 (喜多方警察署による市内の年間刑法犯発生件数)	258件 (平成27年)	2021(平成33)年 224件	2026(平成38)年 200件

## ◆目標

市民生活や産業などを支える社会基盤の整備・維持管理の推進により、安全で快適なくらしと経済活動の活性化、自然環境に配慮した良好な生活空間の形成を目指します。

## ■現状と課題

市民生活に密着した社会基盤については、快適な日常生活に必要不可欠なものであるとともに、災害時の防災力の向上や、経済活動の効率性・生産性の向上などに資するものです。これまで整備された社会基盤の老朽化が進みメンテナンスに係る費用の増加が見込まれる中、社会基盤がもたらす効果を最大限に発揮させるためには、既存施設等の計画的な修繕・更新等に取り組み長寿命化を図ることが重要となっています。また、今後の社会基盤の整備にあたっては、だれにとっても利用しやすいユニバーサルデザイン<sup>\*1</sup>の考え方を取り入れていくことが必要とされています。

本市の道路状況については、地域間の交流と観光資源の活用を促進し、本市の均衡ある発展を図るため、幹線道路の整備が急務となっています。また、市街地の道路については、幹線道路との連係のほかに、沿道の景観と一体となった地域の賑わいや安らぎを創出するため、道路空間の多面的利用の重要性が増しています。今後、国、県、市道の整備促進、また歩道等交通安全施設や除雪の充実については、地域全体を見据えつつ、地域住民が安全・安心にくらし続けられるように努めるとともに、除雪に伴う堆雪場所の確保など、市民と一緒にした取組の充実が求められています。

水道事業については、水道普及率が福島県平均と比較しても低いことから拡張工事や水道加入促進が課題となっています。また、水道施設の老朽化への対策として、計画的な改修工事や施設の更新が必要となっています。

汚水処理事業については、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業により進めていますが、公共下水道事業の推進と下水道への加入促進が課題となっています。

公園整備については、御殿場公園の整備に着手するとともに、公園長寿命化計画に基づく、遊具等の改修が必要となっています。その他13か所が区画整理により用地の確保はしているものの、未整備となっています。

公共交通は、車社会の進展や人口の減少に伴い、利用者が減少していますが、高齢者や

\*1 ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用しやすい施設や製品などをデザインすることです。

児童生徒などの移動手段の確保や交流人口の拡大にとって必要不可欠なものです。今後は、市民のニーズを捉えた公共交通機関の維持と効率化、利便性をより向上することが課題となっています。

空き家については、近年、少子高齢化などによる人口減少社会の進行により増加傾向にあります。所有者の高齢化や遠隔地居住、経済的事情等により適正な管理が行われない空き家は、防災や衛生、景観等の地域の住生活環境に悪影響を及ぼすことから、所有者等による適正管理の推進や、新たな空き家の発生を抑制することが課題となっています。

公営住宅については、低所得者等のためのセーフティネットであり、市民の豊かな住生活の実現に向けて整備が必要とされています。本市では、現在、797戸の公営住宅等を管理していますが、耐用年数を経過している住棟や老朽化した建物が多くなってきており、今後は、市営住宅等の整備や適切な維持管理により長寿命化を図る必要があります。

公共施設や住宅の耐震化については、平成23年3月の東日本大震災や、平成28年4月の熊本地震のような大規模な地震災害に対して、被害を最小限に抑えるための対策を常に講じておくことが重要です。

地域情報化については、情報通信技術(ＩＣＴ)の発達により、スマートフォンやタブレットに代表される「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」ネットワークにつながる「ユビキタスネットワーク社会<sup>※2</sup>」が実現化しています。さらに従来のＩＣＴ端末だけではなく、様々な「モノ」がネットワークにつながるＩｏＴも急速に普及するなど新たな技術やサービスが次々と提供されており、本市でも、すべての市民がＩＣＴの恩恵を十分に享受する社会の実現が課題となっています。



市役所周辺



除雪の様子

<sup>※2</sup> ユビキタスネットワーク社会とは、パソコンや携帯電話だけでなく、家電製品や自動車などあらゆるものがコンピュータネットワークに接続でき、「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」情報やサービスを利用できる社会のことです。

### ■施策の内容

#### (1)くらしや産業を支える道路環境の整備

- ・ 生活環境の向上や商店街活性化、交流人口の拡大、企業誘致などの各施策に対応し、それらを支援する道路ネットワークを構築します。
- ・ 各地域のバランスを考慮しながら市道整備を行うとともに、国、県道については、積極的に働きかけを行い整備促進を図ります。
- ・ 各地域の安全・安心を確保するため、行政区間や通学路に公設街路灯を整備するとともに、行政区内の街路灯整備に対する支援を行います。
- ・ 行政区が事業主体となって行う道路整備に対して、生活道路整備事業などにより支援します。
- ・ 道路や道路構造物等の持続可能な維持管理に努めます。
- ・ 地域の実情に即した除雪体制を整備し、冬期間の市民生活の安全と経済活動の確保が図れるよう的確でスムーズな除雪に努めます。

#### (2)快適で住みよい生活環境の形成

- ・ 通行者の安全確保や利便性の向上など交通や連絡機能の充実を図ります。
- ・ 市全体の公園整備状況を考慮し、年次計画により整備を推進します。
- ・ 公園長寿命化計画に基づき、遊具等の改修を推進します。
- ・ 生活環境の向上を図るため、都市下水路や生活排水路の維持・管理を推進します。
- ・ 行政区が主体となって進める水路の整備・維持管理を支援します。
- ・ 準用河川等の適正な整備及び維持・管理に努めるとともに、一級河川の整備促進については、関係機関に積極的な働きかけを行います。
- ・ 道路、公園、公共建築物等の公共施設について、ユニバーサルデザインの実現に取り組みます。

#### (3)安定した水道水の供給と汚水処理の普及拡大

- ・ 老朽化した配水管等の布設替え及び浄水、配水施設の計画的な更新に努めます。
- ・ 上水道未整備地区の整備推進と未加入者への加入促進に努めます。
- ・ 公共下水道の整備を推進するとともに、施設・設備の適正な維持管理に努めます。
- ・ 下水道の利用者(接続者)の拡大に努めます。
- ・ 下水道の整備が見込めない区域において、浄化槽の設置を促進します。



喜多方浄化センター

#### (4)公共交通の充実

- 鉄道交通の利便性を高めるため、ダイヤの改正、輸送力の充実強化及び駅構内のバリアフリー化などの施設改善について、関係機関に働きかけるとともに乗車券類受託販売業務を継続して行い、利用者の利便性の向上を図ります。
- 会津鉄道・野岩鉄道への支援と利便性の向上などを働きかけるとともに、鉄道利用についての普及啓発を行い、利用促進に努めます。
- バスの運行を支援するとともに、喜多方市地域公共交通網形成計画及び再編実施計画を策定し、持続可能な公共交通の形成と、利用者の利便性の向上を図ります。

#### (5)良好で安全・安心な住環境の整備

- 空き家の適正管理を市民や所有者に対し啓発するとともに、利活用に対する支援を推進するなど空き家の発生の抑制に努めます。
- 公営住宅等の整備・維持管理に努め、既存ストックの活用を図ります。
- 低所得者、高齢者及び障がい者などの要配慮世帯に対し、低家賃での住宅提供に努めます。
- 地震に対する既存建築物の安全性の向上を図るため、耐震診断の支援や、耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修工事の支援を行います。

#### (6)有効的な土地利用等の推進

- 市街地等の有効的な土地利用と都市機能等の配置により、魅力的かつ利便性の高いコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり<sup>\*3</sup>に取り組みます。
- 土地の地番、地目、境界及び所有者を調査するとともに、地籍図及び地籍簿を作成し、国土調査の事業を推進します。

#### (7)地域情報化の推進

- 最新の情報通信技術の動向を調査するとともに、住民の利便性向上や地域が抱える課題解決のためのツールとしての情報通信技術の利活用について研究・検討します。
- 情報通信基盤の更なる充実に向け、関係機関等へ働きかけを行い、地域情報化の推進を図ります。

\*3 コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりとは、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直すことです。

## ■指標

指標名	現状値	目標値	
		中間年次2021 (平成33)年度	最終年次2026 (平成38)年度
道路橋の修繕による対策数 (健全性の診断結果が早期措置段階の橋梁を対象とした修繕による対策数)	1件 (平成28年度)	6件 (累計)	11件 (累計)
1級市道の舗装補修の対策率 (路面性状調査によるMCI <sup>※4</sup> が3以下の1級市道を対象とした舗装補修の対策率)	12.5% (平成28年度)	50%	100%
本庁、各総合支所相互間を結ぶ所要時間の短縮 (本庁と各総合支所及び各総合支所間を結ぶ所要時間の合計)	263分 (平成28年度)	253分	243分
水道普及率 (行政区域内人口に対する給水人口)	87.6% (平成27年度)	87.9%	90.0%
下水道等普及率 (総人口に占める公共下水道、農業集落排水、浄化槽の利用可能人数の割合)	61.5% (平成27年度)	68.7%	76.8%
水洗化率 (下水道が整備された区域の人口のうち接続(水洗化)した人口の割合)	86.7% (平成27年度)	87.8%	89.0%
一人あたりの都市公園面積 (都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積)	7.3m <sup>2</sup> /人 (平成27年度)	8.45m <sup>2</sup> /人	8.89m <sup>2</sup> /人
公共交通利用者数 (1日の公共交通利用者数)	282人 (平成27年度)	360人	492人
木造住宅耐震診断の実施件数 (S56年以前に建設された木造住宅で耐震診断を行った件数。(一社)福島県建築士事務所協会の審査を受けたもの)	37件 (平成27年度)	67件 (累計)	92件 (累計)
耐震改修を行った木造住宅の件数 (木造住宅耐震診断を行った後、耐震改修を行った件数)	1件 (平成27年度)	6件 (累計)	12件 (累計)
空き家等解体撤去件数 (助言・指導等を行った空き家等、及び相談を受けた空き家等のうち解体及び撤去を実施した件数)	3件 (平成27年度)	33件 (累計)	58件 (累計)
携帯電話不通話地区の解消 (市内の携帯電話不通話地区数)	4地区 (平成28年度)	2地区	0地区

※4 MCI (Maintenance Control Index : 舗装の維持管理指数) とは、舗装の供用性を「ひび割れ率」、「わだち掘れ量」及び「平たん性」という路面性状値によって定量的に評価するものであり、維持修繕判断を行うための総合的な指標です。



塩川喜多方線



押切川公園蓼草園